

第53回 労働衛生コンサルタント試験

(労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

〔注意事項〕

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したもの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

* 法令の規定は、令和7年4月1日現在施行されているものとします。
令和7年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

問 1 常時使用する労働者が2000人で、硝酸を取り扱う作業があり、有害な業務として硝酸を取り扱う業務に常時20人の労働者を従事させている事業場の安全衛生管理体制に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、硝酸を取り扱う業務の他に有害な業務はなく、硝酸を取り扱う作業は、試験研究のために行うものではないものとする。また、衛生管理者の選任の特例はないものとする。

イ 2人以上の産業医を選任しなければならない。

ロ その事業場に専属の産業医を選任しなければならない。

ハ 5人以上の衛生管理者を選任しなければならない。

ニ 衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けたもののうちから選任しなければならない。

ホ 特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

（１）イ ハ

（２）イ ハ ニ

（３）ロ ニ ホ

○（４）ロ ホ

（５）ニ ホ

問 2 次のイ～ホの機械等と当該機械等が対象となるA～Cの規制内容との組合せについて、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

	機械等	規制内容
イ	防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具・・・・・・・・	A及びB
ロ	再圧室・・・・・・・・・・・・・・・・	A及びC
ハ	透過写真撮影用ガンマ線照射装置・・・・・・・・	A
ニ	チェーンソーで排気量が40立方センチメートル以上の内燃機関を内蔵するもの・・・・・・・・	A及びB
ホ	特定化学設備・・・・・・・・	C

規制内容

- A 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないもの
- B 登録型式検定機関が行う型式についての検定を受けなければならないものの
- C 事業者が定期的に自主検査を行わなければならないもの

- (1) イ ロ ホ
- (2) イ ホ
- (3) ロ ハ
- (4) ロ ニ
- (5) ハ ニ ホ

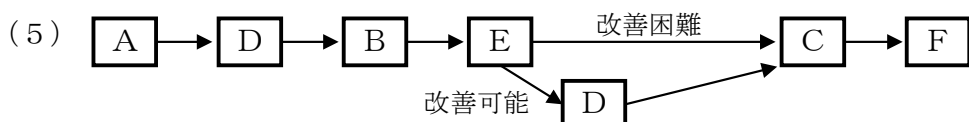
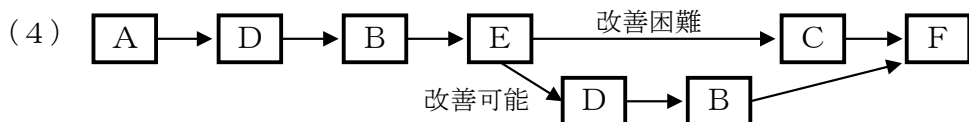
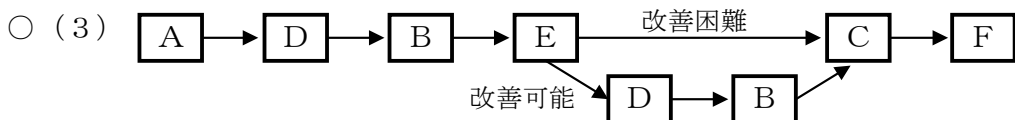
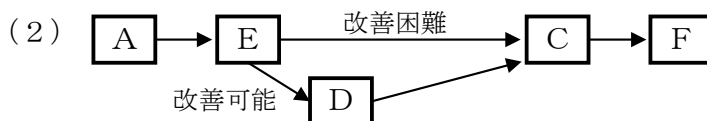
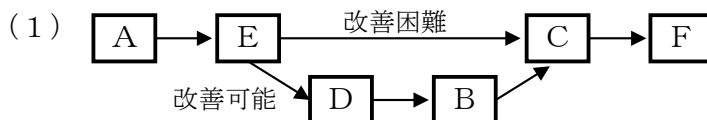
問 3 労働安全衛生法令に基づきリスクアセスメントをしなければならない危険物及び有害物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。
- (2) リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、所定の事項について記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、3年間）保存しなければならない。
- (3) がん原性物質であるリスクアセスメント対象物に関して、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するために講じた措置の状況について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を3年間保存しなければならない。ただし、当該期間中に、当該リスクアセスメント対象物により著しく汚染される事態は生じていないものとする。
- (4) リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行い、結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、当該リスクアセスメントの結果等、所定の事項を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等の方法により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

問 4 有機溶剤業務を行う屋内作業場で、定期的に作業環境測定を行わなければならない場所について、定期に実施した作業環境測定結果の評価の結果が第三管理区分に区分された場合（図中のA）、その後、事業者が実施しなければならない作業環境改善措置等を示した次の（１）～（５）の流れ図のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

なお、図中のA～Fの記号は、それぞれ次の措置等を示すものとする。

- A 6か月以内ごとに1回、定期に行う有機溶剤の濃度の測定及びその結果の評価（結果が第三管理区分）
- B 有機溶剤の濃度の測定及びその結果の評価（ただし、その評価の結果が第三管理区分であるものとする。）
- C 個人サンプリング測定等による有機溶剤の濃度の測定
- D 作業環境を第一管理区分又は第二管理区分とするために必要な措置の実施
- E 作業環境管理専門家からの意見聴取（第一管理区分又は第二管理区分とすることの可否及び改善可能な場合に必要な措置の内容についての意見聴取であり、図中の「改善可能」又は「改善困難」は意見聴取の結果に応じた流れを示す。）
- F 第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、6か月以内ごとに1回、定期に行う個人サンプリング測定等による有機溶剤の濃度の測定



問 5 健康の保持増進のための措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 事業者は、労働者の時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるとして当該労働者から申出があった場合には、医師による健康診断を受けさせなければならない。
- (2) 産業医は、事業者に対して健康診断結果に基づく意見を述べる際、当該意見に労働者個人を特定できる情報が含まれる場合には、当該労働者の同意を得なければならない。
- (3) ストレスチェックは、対象労働者の日頃の勤務状況をよく把握し、配属先等の決定にも権限を有する立場にある者の関与が必要であるため、対象労働者が所属する部署で異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者が医師である場合には、当該者は実施者となることができる。
- (4) ストレスチェック実施後に労働者から申出があった場合に実施する医師による面接指導において確認する事項は、ストレスチェックの項目に関する事項のほか、申出のあった労働者についての勤務の状況、心理的な負担の状況その他心身の状況である。
- (5) 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェックを受けた労働者ごとのストレスチェックの結果の記録を作成して、これを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 6 次のイ～ニの業務のうち、労働安全衛生法令上、当該業務に係る都道府県労働局長の免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 潜^{かん}函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に係る業務

ロ 波高値による定格管電圧が10キロボルト以上の工業用エックス線装置の使用の業務

ハ アーク溶接機を用いて行う金属の溶接の業務

ニ 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務で、水深10メートル未満の場所におけるもの。

（１） イ ロ ハ

（２） イ ロ

（３） ロ ニ

（４） ハ ニ

○（５） ニ

問 7 労働安全衛生法令に基づく計画の届出、報告等に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、誤っているもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 事業者は、特定化学物質障害予防規則の規定により設ける排液処理装置を設置しようとするときは、その計画について、届書に、排液処理の業務の概要等を記載した書面並びに周囲の状況及び四隣との関係を示す図面等を添えて、当該工事の開始の日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

ロ 事業者は、ゲージ圧力が100キロパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の30日前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

ハ 事業者は、労働者が労働災害により休業した場合において、休業の日数が4日に満たないときは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌翌月末日までに、所定の事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

ニ 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務を行う事業場において、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該罹患が業務に起因するかどうかについて、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。

（１）イ

○（２）イ ロ ハ

（３）ロ ハ

（４）ロ ハ ニ

（５）ハ ニ

問 8 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、誤っているもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 事業者は、労働者の飲用に供する水については、所定の水質基準に適合したものとし、当該水を十分供給するようにしなければならない。

ロ 事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者を就かせるときは、当該労働者ごとに被服を保管することができる更衣設備を設けなければならない。

ハ 事業者は、労働者の被服が著しく湿潤する作業場においては、被服の乾燥設備を設けなければならない。

ニ 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場においては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置により、室温を常時、18度以上28度以下に保たなければならない。

ホ 事業者は、事業場において、労働者に対し、1日300食以上の給食を行うときは、管理栄養士を配置しなければならない。

（１） イ ロ ホ

（２） イ ハ ニ

（３） イ ハ ホ

（４） ロ ハ ニ

○（５） ロ ニ ホ

問 9 有機溶剤中毒予防規則に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用の除外及び設備の特例はないものとする。

イ 事業者は、通風が不十分な屋内作業場において、第三種有機溶剤等を用いて行う払拭の業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。

ロ 屋内作業場において第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場所に有機溶剤中毒予防規則の規定により設置する囲い式フードの局所排気装置は、0.4メートル/秒の制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

ハ 事業者は、地下室の内部において、第一種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場所に外付け式フードの局所排気装置を設けて、当該業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

ニ 事業者は、有機溶剤を入れたことのあるタンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、作業開始前に、タンクの容積と同じ量以上の空気を送気し、又は、排気しなければならない。

- | | | |
|-------|---|---|
| ○（１）イ | ロ | |
| （２）イ | ロ | ニ |
| （３）イ | ハ | ニ |
| （４）ロ | ハ | |
| （５）ハ | ニ | |

問10 特定化学物質による健康障害を予防するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

ただし、特定化学物質障害予防規則に定める適用の除外はないものとする。

- （１）特別有機溶剤業務に常時従事する労働者について、当該業務に係る直近の連続した３回の特定化学物質健康診断（以下「健康診断」という。）の結果、新たに当該業務に係る特別有機溶剤による異常所見があると認められず、当該業務を行う場所について、作業環境測定の結果の評価の結果、直近の評価を含めて連続して３回、第一管理区分に区分され、当該業務について、直近の健康診断の実施後に作業方法を変更していないので、健康診断を１年以内ごとに１回、定期に行っている。
- （２）管理第二類物質の粉じんが発散する屋内作業場において臨時の作業を行うとき、当該管理第二類物質を湿潤な状態にする措置を講じたので、当該管理第二類物質の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置のいずれも設けずに作業を行っている。
- （３）シアン化ナトリウムを含有する排液について、酸化・還元方式ではなく活性汚泥方式による排液処理装置を設けて処理を行っている。
- （４）特定化学設備を設置する屋内作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。）以外の階について、その階から避難階に通ずる直通階段を一つ設け、併せて、避難用タラップを設けている。
- （５）特定化学物質を運搬するとき、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように、堅固な容器を使用し、当該容器の見やすい箇所に当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示しているが、流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置は表示していない。

問 1 1 高圧室内業務を行うときに、高気圧障害を防止するために定める高圧室内作業に関する計画に示されていない事項として、高気圧作業安全衛生規則上、誤っているものはどれか。

- (1) 作業室又は気こう室へ送気する気体の成分組成
- (2) 加圧を開始する時から減圧を開始する時までの時間
- (3) 当該高圧室内業務における圧力の時間加重平均値
- (4) 加圧及び減圧の速度
- (5) 減圧を停止する圧力及び当該圧力下において減圧を停止する時間

問 1 2 酸素欠乏症等の防止に関する次の記述のうち、酸素欠乏症等防止規則上、誤っているものはどれか。

- (1) 酸素欠乏等とは、空気中の酸素の濃度が18パーセント未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が100万分の10を超える状態をいう。
- (2) 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具その他の命綱を使用させなければならない。
- (3) 事業者は、不活性気体を送給する配管のバルブ若しくはコック又はこれら进行操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による不活性気体の漏出を防止するため、配管内の不活性気体の名称及び開閉の方向を表示しなければならない。
- (4) 事業者は、第一種酸素欠乏危険作業に係る酸素欠乏危険作業主任者に、その日の作業を開始する前、作業に従事する全ての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があったときに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度の測定を行わせなければならない。
- (5) 事業者は、爆発、酸化等を防止するため、酸素欠乏危険作業を行う場所を換気することができない場合に労働者に使用させる空気呼吸器等については、1か月以内ごとに1回、定期に点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

問13 事務所の衛生基準に関する次のイ～ニの記述について、事務所衛生基準規則上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ 事業者は、労働者を常時就業させる室（ロにおいて「室」という。）においては、換気が十分に行われる性能を有する設備を設けたときを除き、窓その他の開口部の直接外気に向って開放することができる部分の面積が、常時床面積の20分の1以上になるようにしなければならない。

ロ 事業者は、空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合は、室に供給される空気中の浮遊粉じん量（1気圧、温度25度とした場合の当該空気1立方メートル中に含まれる浮遊粉じんの重量）が1.5ミリグラム以下となるように調整しなければならない。

ハ 事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が^が臥床することができる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

ニ 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、6か月以内ごとに1回、定期に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行わなければならない。ただし、6か月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

- （１）イ ロ
○（２）イ ハ
（３）ロ ニ
（４）ロ ハ
（５）ハ ニ

問 1 4 石綿による健康障害を予防するための措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) ろ過除じん方式による除じん装置及び電気除じん方式による除じん装置は、粉じんの粒径（重量法で測定した粒径分布において最大頻度を示す粒径をいう。）の大きさにかかわらず、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける局所排気装置に設ける除じん装置として用いることができる。
- (2) 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場で、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なために設けた全体換気装置については、1年以内ごとに1回、定期に、所定の事項について自主検査を行わなければならない。
- (3) 石綿等を試験研究のため製造する作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。
- (4) 石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行い、所定の記録を作成して、これを3年間保存しておかななければならない。
- (5) 総トン数20トン以上の鋼製の船舶の解体工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査（当該船舶の解体の作業に係る部分についての石綿等の使用の有無の調査をいう。）の結果に基づき記録を作成した事項その他の事項のうち、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問15 じん肺法令及び粉じん障害防止規則に関する次のイ～ハの記述について、文中の ～ に入る語句の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 事業者は、合併症により を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業を要しなくなったと診断されたときには、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。

ロ 都道府県労働局長は、じん肺管理区分が である労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、事業者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを することができる。

ハ 事業者は、特定粉じん発生源のうち、屋内の、研磨剤を用いて動力により金属を研磨する箇所には、プッシュプル型換気装置であって、 による除じん装置を付設したものにあつては、排出口を屋外に設けなくてもよい。

	A	B	C	D
	(1) 6か月	管理三イ	勧奨	電気除じん方式又はスクラバによる除じん方式
	(2) 6か月	管理三口	勧奨	ろ過除じん方式又は電気除じん方式
○	(3) 1年	管理三イ	勧奨	ろ過除じん方式又は電気除じん方式
	(4) 1年	管理三口	指示	ろ過除じん方式又はスクラバによる除じん方式
	(5) 2年	管理三口	指示	ろ過除じん方式又はスクラバによる除じん方式

(終 り)